

盗品の処分先となる事業者への対策について

茨城県警察本部
組織犯罪対策第二課

現状・課題

- 盗難被害にあった自動車や金属くずなどが、自動車関連のヤードや金属類の買受業を営む特定金属類取扱業者等に売却される実態があります。
- 県警では、盗品と知りながら買い取った事業者を盗品等有償譲受等で検挙しています。
また、盗品の流通を防止するため、自動車関連ヤードや特定金属類買取業者等について、茨城県ヤードにおける自動車の適正な取扱いの確保に関する条例、茨城県特定金属類取扱業に関する条例、古物営業法に基づいた立入検査を実施し、自動車や金属類を買い取る際に、相手方の身分確認をしないなど法令で定められた義務を履行していない事業者に対して行政指導・行政処分を行っています。

【県警の取組状況】

	令和7年		令和8年1月末	
	立入検査	行政処分	立入検査	行政処分
自動車関連ヤード	242件	15件	15件	1件
特定金属類取扱業者等	190件	25件	13件	4件

今後の対応

- 引き続き、盗品と知りながら買い取った事業者を検挙するほか、立入検査を実施して、法令違反等があれば、行政指導・行政処分を実施していきます。

問合せ先

茨城県警察本部 刑事部 組織犯罪対策第二課企画指導第二係
電話：029-301-0110
電子メール：keikumitai2@pref.ibaraki.lg.jp